

第9回佐用町議会〔定例〕会議録（第5日）

平成18年10月6日（金曜日）

出席議員 (22名)	1 番	石 堂 基	2 番	新 田 俊 一
	3 番	片 山 武 憲	4 番	岡 本 義 次
	5 番	笹 田 鈴 香	6 番	金 谷 英 志
	7 番	松 尾 文 雄	8 番	井 上 洋 文
	9 番	敏 森 正 勝	10 番	高 木 照 雄
	11 番	山 本 幹 雄	12 番	大 下 吉 三 郎
	13 番	岡 本 安 夫	14 番	矢 内 作 夫
	15 番	石 黒 永 剛	16 番	川 田 真 悟
	17 番	山 田 弘 治	18 番	平 岡 き ぬ ゑ
	19 番	森 本 和 生	20 番	吉 井 秀 美
	21 番	鍋 島 裕 文	22 番	西 岡 正
欠席議員 (0名)				
遅刻議員 (0名)				
早退議員 (0名)				

事務局出席 職員職氏名	事 務 局 長	岡 本 一 良	事 務 副 局 長	谷 村 忠 則
	書 記			
説明のため 出席した者 の職氏名 (29名)	町 長	庵 迢 典 章	助 役	高 見 俊 男
	天文台公園長	黒 田 武 彦	総 務 課 長	小 林 隆 俊
	財 政 課 長	小 河 正 文	まちづくり課長	南 上 透
	生涯学習課長	岸 井 春 乗	出 納 室 長	小 笹 和 則
	税 務 課 長	大 橋 正 毅	住 民 課 長	山 口 良 一
	健 康 課 長	達 見 一 夫	福 祉 課 長	内 山 導 男
	スポーツ振興課長	井 村 均	農林振興課長	大 久 保 八 郎
	建 設 課 長	野 村 正 明	住宅管理課長	田 村 章 憲
	地籍調査課長	清 水 好 一	商工観光課長	芳 原 廣 史
	農業共済課長	城 内 哲 久	下 水 道 課 長	寺 本 康 二
	水 道 課 長	西 田 建 一	クリーンセンター所長	森 脇 正 洋
	教 育 委 員 会 総 務 課 長	山 口 清	教 育 委 員 会 教 育 推 進 課 長	坪 内 頼 男
	消 防 長	加 藤 隆 久	天文台業務課長	杉 本 幸 六
	上 月 支 所 長	金 谷 幹 夫	南 光 支 所 長	森 崎 文 和
	三日月支所長	飯 田 敏 晴		
欠席者 (1名)	教 育 長	勝 山 剛		
遅刻者 (0名)				
早退者 (0名)				
議事日程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第1. 報告第2号 外出支援調査特別委員会の報告について（委員長報告）
日程第2. 議案第168号ないし議案第182号について（委員長報告）
日程第3. 議案第168号 平成17年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第4. 議案第169号 平成17年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第5. 議案第170号 平成17年度佐用町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第6. 議案第171号 平成17年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第7. 議案第172号 平成17年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第8. 議案第173号 平成17年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第9. 議案第174号 平成17年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第10. 議案第175号 平成17年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第11. 議案第176号 平成17年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第12. 議案第177号 平成17年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第13. 議案第178号 平成17年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第14. 議案第179号 平成17年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第15. 議案第180号 平成17年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第16. 議案第181号 平成17年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第17. 議案第182号 平成17年度佐用町水道事業会計決算の認定について
日程第18. 議案第183号 佐用町公共下水道条例の一部を改正する条例について
日程第19. 議案第184号 佐用町コミュニティー・プラント、農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について
日程第20. 請願第3号について（委員長報告）
日程第21. 請願第3号 平成19年度佐用町交通安全協会助成金の増額について
日程第22. 閉会中の常任委員会所管事務調査について
-

午前10時00分 開会

議長（西岡 正君） 皆さんおはようございます。若干時間が早いんですが、全員お揃いでございますので、始めさせていただきたいなと思います。

早朝よりご出席を賜り、誠に大変ご苦労さんでございます。過日の本会議以来、それぞれの常任委員会等ご出席をいただき、慎重に審議を賜り大変ご苦労様でございました。

また、9月30日から行われました国体でありますけれども、1日から競技がございまして、佐用町の高等学校でバスケットボールが8チームの中でやられました。47都道府県の中から16チームが選ばれて、上郡の会場で8チーム。佐用の会場で8チームということで、佐用の会場では熊本県が勝ち残られまして、そしてまた、上郡町においては、山形県の方の選手が勝ち残られたと。その国体でありますけれども、町当局をはじめ、多く

のボランティアの皆さん方のお力をいただきまして、無事に終了しましたことを議会も含めて、皆さん方で喜び合いたいと思います。特にバスケットについては、あまり馴染みの無い競技でありますけれども、最後の1試合1試合、本当に真剣に行われまして、特に最後の決勝は大きな感動を与えていただきました。スポーツというのは素晴らしいなど、このような感じを受けさせていただいて、喜んでいるところでございます。

また、開会に先立ちご報告を申し上げておきますが、本日2件の追加案件が出ております。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

なお、定例議会のため地方自治法121条の規定により、出席を求めた人達は、町長、助役、教育長、天文台長、各課長、各支所長、消防長であります。教育長におかれましては、お父さんが亡くなられたということで、欠席の届けを受けております。

なお、本日2名の傍聴の申し込みがありました。傍聴者の皆さん、本当にありがとうございます。ご苦勞さんでございまして、傍聴者におかれましては、傍聴中守らなければならない事につきましては遵守していただくようお願いを申し上げます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。直ちに、日程に入ります。

日程第1．報告第2号 外出支援調査特別委員会の報告について（委員長報告）

議長（西岡 正君） 日程第1、報告第2号、佐用町外出支援調査特別委員会の報告につきましては、所管の特別委員会に調査付託いたしておりましたので、これより外出支援調査特別委員長の調査報告を求めます。

外出支援調査特別委員長、川田真悟君。

〔外出支援調査特別委員長 川田真悟君 登壇〕

外出支援調査特別委員長（川田真悟君） おはようございます。

去る9月12日の開会日の日に外出支援調査特別委員会の委員長報告させていただきました。その時、抜かっておりました点がありましたので、本日その関係につきまして、訂正又追加をお願いしたいと思います。

具体的には、9月25日の特別委員会の方で報告させていただいております。皆さん方のお手元にある資料をご覧くださいまして、最後の方の所でございます。外出支援調査特別委員会を延べ6回、先進地視察1回を開催し、特別委員会におきまして慎重審議したところ、佐用町の地域特性からみて別紙のとおり試案を決定いたしました。以下、追加でございます。「なお、19年4月以降の外出支援サービス事業につきましては、誰でも利用できることを要望し検討をするという文章が抜かっておりましたので、お詫び申し上げまして、追加をお願いしたいと思います。

非常に簡単ですけども、委員長報告を終わらせていただきます。

なお、内容につきましては、9月25日の委員会全員の委員会におきまして報告させていただいておりますので、よろしくお願い致します。以上でございます。

議長（西岡 正君） 以上で外出支援調査特別委員長の調査報告は終わりましたので、これより委員長報告に対して質疑に入りますが、質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） 無いようですので、質疑を終結をいたします。
以上で、委員長の報告について質疑を終わります。

議長（西岡 正君） ここで、日程第2に入る前でありますけれども、決算審査中の内容につきまして、健康課長の達見課長の方より、少し時間をいただきたいという事で、申しをいただきましたので、受けております。達見課長、お願いします。

健康課長（達見一夫君） 申し訳ありません。去る9月20日の17年度の各特別会計の決算委員会の中におきまして、介護保険の会計におきまして、平岡議員から質問のありました介護保険料の滞納によるペナルティーを課されている人はあるのかという質問に対しまして、1名該当がありましたが、滞納分を納付され、8月から平常に利用されていると答弁させていただきましたが、15年度以前の未納の関係によりまして、来年の4月末まで9割給付のところを7割給付という事は、本人さんの負担が3割という、その負担が、4月30日まで7割給付という事で、給付の制限をしております。
訂正さして、お詫び申し上げます。

日程第2．議案第168号ないし議案第182号について(委員長報告)

議長（西岡 正君） 続きまして、日程第2に移ります。
議案第168号ないし第182号議案について、議題といたします。
一般会計他12特別会計・農業共済事業・水道事業会計の平成17年度歳入歳出決算の認定についてであります。本案につきましては決算特別委員会に審査を付託しておりますので、これより決算特別委員長の審査報告を求めます。
決算特別委員長、鍋島裕文君。

〔決算特別委員長 鍋島裕文君 登壇〕

決算特別委員長（鍋島裕文君） 失礼します。決算審査委員長の鍋島でございます。
平成18年9月19日及び20日、本会議場において決算審査特別委員会を開き、付託を受けた平成17年度各会計決算の審査の概要について、佐用町議会会議規則第73条の規定により報告いたします。
第1日目の出席委員は、朝10時の開会時には22名全員でありました。なお、午後から1名、高木議員の早退がありました。
説明の為、当局から出席した者は、町長、助役、教育長、消防長、各課課長、出納室長、クリーンセンター所長及び各支所長と税務課参事でありました。天文台公園長からは、学会に出席の為の欠席届が提出されておりました。
審査事項は、議案168号平成17年度佐用町一般会計決算の内、財産に関する調書並びに歳入全般及び歳出20款衛生費まででありました。
第2日目は、出席委員22名であり、遅刻1名、川田委員。早退2名、松尾委員、片山委員でありました。当局の出席は、前日の税務課参事以外全員と健康課参事、笹ヶ丘荘支配人並びに水道課参事でありました。

審査事項は、議案第 168 号平成 17 年度一般会計決算の内、歳出 25 款農林水産業費から 99 款予備費まで並びに全般の審査を行いました。

続いて、議案 169 号平成 17 年度国民健康保険特別会計決算の認定について。

議案第 170 号平成 17 年度老人保健特別会計決算の認定について。

議案第 171 号平成 17 年度介護保険特別会計決算の認定について。

議案第 172 号平成 17 年度朝霧園特別会計決算の認定について。

議案第 173 号平成 17 年度簡易水道事業特別会計決算の認定について。

議案第 174 号平成 17 年度特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について。

議案第 175 号平成 17 年度生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

議案第 176 号平成 17 年度西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について。

議案第 177 号平成 17 年度笹ヶ丘荘特別会計決算の認定について。

議案第 178 号平成 17 年度歯科保健特別会計決算の認定について。

議案第 179 号平成 17 年度宅地造成事業特別会計決算の認定について。

議案第 180 号平成 17 年度石井財産区特別会計決算の認定について。

議案第 181 号平成 17 年度農業共済事業特別会計決算の認定について。

議案第 182 号平成 17 年度水道事業会計決算の認定についての審査を行い、午後 7 時 5 分に閉会いたしました。

次に、審査の経過における質疑、意見等の概要について報告いたします。

なお、この委員会の会議録は、ページ数として 205 ページに及んでいる事や監査委員、正副委員長を除く委員全員の 19 名の委員の発言があったこと。そして、1つの項目の質疑を、それぞれ角度は違いますが、数名の委員が行った事などにより、報告書に委員名を明記することはできませんでした。

それでは、一般会計決算の歳入質疑の概要を報告します。

町税では、不納欠損額と未収金、固定資産税の大口滞納分と軽自動車税の未収額の説明、延滞金の扱いについて、財産差押えが実入金つながるのかなどが出され。分担金及び負担金では、児童福祉費負担金と心身障害者福祉費負担金の収入未済の理由について。使用料及び手数料では、町営住宅使用料の徴収状況と不納欠損について。社会教育施設や福祉施設、保健体育施設の使用料徴収の不明確な問題。県支出金では、精神障害者の小規模作業所の県補助は今後も継続されるが町はどうするのか。西新宿診療所の今後のあり方について、県立昆虫館の慎重な対応などが出され、財産収入では、物品売り払い代金の内訳、土地建物の貸付収入内容、諸収入では、町マイクロバスが 4 台あるが、町民への貸し出しはしないのか。町預金利子は減額補正すべきではなかったのか。住宅新築等貸付金の滞納状況並びに債権保全や延滞金徴収について明らかにせよ。町債では、町債の返済は計画的にできているのか、また今後借入れできる予知はあるのか、合併特例債の事業についての見解はなどが出されました。

歳出では、議会費で本会議場は傍聴席から議員席が見えない。委員会室が無い。図書室が無いなど整備ができていない。議場を旧上月や三日月に移転することも考えるべきではないか。総務費では、住居手当と通勤手当の基準は何か。飲酒運転の懲戒基準は決めているのか。コンピューターシステムの一本化でシステムエンジニア能力の低いと言われている日立情報が選定されたのは何故か。地方バス対策の補助基準は何か。光都と佐用を結ぶバス路線が必要ではないか。民生費では、保育士のうち正規職員が 4 割程であり問題だ。保育時間の変更は、保護者への十分な説明が必要だ。緊急時の小児科医や眼科医の確保について町民の強い声がある。衛生費では、ゴミ袋が 1 枚づつとりだせるよう改善されたが、ゴミバケツなどにフィットするようマチを付けた改善の検討はされたのか。にしはりま環境事務組合の基本計画は、ゴミ予測等が非科学的ではないか。農林水産業費では、佐用坂

の飼育牛は、条例上の手続き不備問題がある。場所移転も指導すべき。自然観察村の運営状況と河川管理の責任は、29 人の認定農業者の認定基準について。地籍調査での優先順位は何か。商工費では、後継者育成支援事業は、旧佐用町の商工会への補助だが、他の三商工会から要請があれば、応えるのか。商工業振興費は、各旧町の商工会の助成がほとんどで内容は、人件費だ。商工全体の振興に役立つ決算ではない。土木費では、平谷橋工事が災害復旧であれば、町の持ち出しはないはずだが。サンホーム三日月の住宅管理費の説明と他の福祉施設の誘致条件を明らかにせよ。町営住宅入居の選考方法の説明を。消防費では、救急救命士は充分確保されているのか。救急車 2 台で問題はないのか。教育費では、不登校の現状と対応について。学校プールの保守管理に問題はないか。町内小学校で最小児童数はどこか。山村留学制度など考えてはどうか。災害復旧費では、寺坂峠の通行止め問題や復旧について、住民に周知すべき。予備費では 1,000 万円からの予算計上、多額ではなかったかなどの質疑意見が出されました。

次に、国民健康保険特別会計決算では、歳入で収入未済額と不納欠損について、資格証明書や短期証の交付状況について。歳出では医療の内容分析をして健康づくりに活かせ。ジェネリック薬品の使用促進についてなどが出されました。

次に、老人保健特別会計決算では、歳入で第三者納付金について質疑が行われました。

次に、介護保険特別会計決算では、歳入で介護保険料滞納者へのペナルティーはあるのか。歳出では、昨年 10 月からのホテルコスト実施により食費、居住費の事業所ごとの差は、どのようになっているのか。

次に、朝霧園特別会計決算では、歳入で町外入居者 11 名とあるが、地域密着型ということで、これ以外町外は受け入れないのか。歳出では、賄い材料費は、契約業者のみの購入か。調理器のリースは入札かなどが出されました。

次に、簡易水道特別会計決算では、歳入で水道料金は、旧三日月町分では、どれ程の増額になったのかが、出されました。

次に、特定環境保全公共下水道事業特別会計決算では、歳入で下水道料金の従量制と人頭制についてが出されました。

次に、生活排水処理事業特別会計決算では、歳入で収入未済、滞納分の質疑がありました。

次に、西はりま天文台公園特別会計決算では、収入でこの度岡山県に 3 メートル 60 の反射望遠鏡ができると聞かすが、見解は。歳出では、今回の惑星報道でのテレビ放映の町民周知をすべきだったなどが、出されました。

次に、笹ヶ丘荘特別会計決算では、歳入で繰上充用処理は妥当か。毎回会計年度ごとに赤字分の一般会計繰入がすっきりするのではないか。歳出では、笹ヶ丘ドーム受託事業受入金が 84 万円で、石井の同じような施設が 24 万円。この差は問題だ。賄い材料は、地元のものを使い、地域との結びつきを強めるべきだ。笹ヶ丘荘支配人としての黒字展開への方針を聞くなどが、出されました。

次に、歯科保健特別会計決算では、歳入で在宅寝たきり老人歯科保健事業の対象者と老人健康教室受託料は何回分か。保育所や学校のブラッシング指導は、合併後どうなっているかなどが出されました。

次の宅地造成事業特別会計決算、石井財産区特別会計決算、農業共済事業特別会計決算、水道事業会計決算については、質疑はありませんでした。

以上、決算審査特別委員会委員長の審査概要の報告とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 決算特別委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告についての質疑に入りますが、質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） 無いようでございますので、以上で委員長の報告についての質疑を終結いたします。

お諮りします。日程 3 ないし日程 17 につきましては、先の決算特別委員会で質疑は終結しておりましたので、ただちに討論に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よってそのように決します。
各議案ごとに討論・採決を続けて参りますので、よろしくお願いをいたします。

日程第 3．議案第 168 号 平成 17 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について

議長（西岡 正君） 日程第 3、議案第 168 号平成 17 年度佐用町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

討論に入りますが、討論ございますか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） 20 番、吉井です。

議案第 168 号平成 17 年度佐用町一般会計歳入歳出決算について、反対の討論をします。
政府は、17 年度所得税住民税の定率減税の半減を皮切りとする本格的な増税路線に足を踏み出し、中低所得者層に重い負担がかかる税制改悪を強行しました。政府予算は、これまで住民税が課税されていなかった高齢者やフリーターにも課税するとか障害者などの福祉サービスの自己負担を増やすとか負担能力の無い所にまで、負担を求める情け容赦ない施策が盛り込まれています。新聞各紙が老いも若きも負担増と報じましたが、まさにその通りです。三位一体改革が本格実施となったのも 17 年度です。政府の最大の狙いは、地方への国の支出を削減するということですから、改革の全体像も地方財政の圧迫と住民サービスの切捨てに繋がる危険をはらんでいます。

歳入で、財政運営の問題では、庵治町長は、いたるところで財政難を必要以上に強調し、町民要求を抑えることをやってきました。多額な基金を取り崩さなければ、18 年度予算が立てられないと 10 億 7,000 万円の財調基金を繰り入れましたが、17 年度の締めでは、約 10 億円の基金積戻しをしています。これは、17 年度本予算編成時に特別交付税の過少見積み、18 年度予算時に普通交付税の過少見積みについて、私ども共産党議員団が指摘しましたように交付税を過少に見積み、いたずらに不安をあおったと言えるのではないのでしょうか。町税で 4 億 6,580 万円余りの収入未済があり、700 万円余りの不納欠損処理をしています。法的手段も取りながら、滞納克服を進めなければなりません、町民の生活実態を良く見ながら、減免措置もしていくべきです。レジャー産業 3 社の固定資産税、大口

滞納問題は深刻であり1社については動きがないということですが、実行ある対応を求めます。又町営住宅使用料の滞納では、建て替えによる大幅な家賃値上げを無視できません。政策家賃の検討が必要です。住宅新築資金、貸付金等について、町長は時効にならないよう、債権確保をして行くと答えられています、回収に一層の努力を求めます。

歳出では、町民参加のまちづくりの観点で、防災無線放送に対する町民の意見を取り上げてください。職員の雇用について、保育士、調理師などの多くが臨時職員ですが、正規職員にするべきです。

民生費、外出支援サービス事業は福祉タクシー、ひまわりサービスの充実が町長の選挙公約でした。速やかに全町で実施されるべきです。子育て支援では、町民の多くが子どもの出生祝い金の増額と義務教育終了までの医療費無料化を望んでいます。又長時間保育の拡充。学童保育実施の切実な要求に早く答えるべきです。国保、老人保健、介護保険等は、国の社会保障切捨て方針を反映したものとなっています。障害者自立支援法で福祉サービスを利用する障害者の負担を県内の4分の1の市町が減免制度を設けています。関係者の要望に答えた対応を求めます。

衛生費では、にしはりま環境事務組合負担金の支出について、テクノ地内へのゴミ処理場建設計画は、国の循環型社会の形成を図る為の新たな制度、ゴミ処理の広域化と施設の大規模化にのったもので、県主導で走っていますが、ガス化溶融炉の事故は多く、その処理、ゴミ処理方法は、資源循環型社会と矛盾するものであり、脱退するべきです。

農林水産業費では、中山間地農業が切り捨てられる政策となっています。意欲が持てる支援が求められています。有害鳥獣防護柵の個人施工に対する補助のカットは後退です。畜産公害は繰り返しており、家畜飼育施設の改善を強力に指導する必要があります。風倒木処理は、二次三次災害防止の視点での取り組みが必要でした。

商工費では、大型スーパーの進出から商店街は衰退する一方で対策が必要です。土木費では、17年10月1日から18年3月1日までに執行された入札41件の内、19件46パーセントが落札率95パーセント以上となっています。2回入札された物は、全て1位不動の法則どおりであります。この実態は異常と言わざるを得ません。町制の腐敗防止の為にも町長に毅然とした対応を求めます。

教育費では、衣笠教育長の後任として、3月議会に中川旧上月町長を提案された件、その後の教育長人事で教育推進課長を不在にするなど一連の事態は、町民の不審を買いました。町長の責任は重大です。又町長が社会教育を町長部局で所管することの根拠としている地方自治法第180条の7は、教育委員会から町長に事務の委任をすることができる。しかも一部をとしており、丸投げはおかしいではありませんか。

災害復旧では、河川の土砂除去について、進捗の遅れを町民は批判しています。町長は県に要求していると言われますが、本気の構えを見せていただきたいと敢えて申し上げます。

以上、問題点を指摘し、反対の討論といたします。

議長（西岡 正君） はい、他にございますか。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本議員。

13 番（岡本安夫君） はい、13 番、岡本です。

17 年度一般会計決算に賛成の討論をいたします。この決算は、新町発足後 10 月からの 6 ヶ月の決算であります。財源の多くを国・県の交付金、補助金に依存する状況は、変わりないですがわずか半年間とは言え、その貴重な自主財源であります町税、使用料などの滞納整理等に努力された跡が充分うかがえます。納税者の公平間の確保からも今後引き続き厳しい姿勢で臨んでいただきたいと思います。また、各事業についても旧町の引継ぎ、あるいは、継続がほとんどであり、それらもきちんとかなされております。しかしながら、旧町からの引継ぎあるいは、踏襲されている類似施設の管理委託料や補助金などについては、公平性に疑問を抱く点もあり、旧町の特徴は残しつつも全体の公平性の観点からも今後は精査をお願いしより効率的な所謂、合併効果の見える運営をしていただくことを希望いたします、賛成といたします。

議長（西岡 正君） はい、他にございませんか。

はい、無いようでしたら、討論を終結いたします。

これより、本案について採決に入ります。議案第 168 号平成 17 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり承認することに賛成の方の、起立をお願いします。

〔賛成者 起立〕

議長（西岡 正君） 起立、多数と認めます。よって平成 17 年度、佐用町一般会計歳入歳出決算については、認定することに決定いたしました。

日程第 4．議案第 169 号 平成 17 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議長（西岡 正君） 日程第 4、議案第 169 号、平成 17 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

討論に入ります。討論ございますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

18 番（平岡きぬゑ君） 議案 169 号平成 17 年度国民健康保険特別会計決算に対して反対の討論を行います。

決算委員会で平成 17 年度の国保会計決算の収入未済が 7,500 万円余り、収入割合として 81.3 パーセント、対象者は 465 人、不納欠損 700 万円余り 70 件。5 年を経過したもの。また国保の短期証は 63 人。資格証明 19 人。合わせて 82 人。誓約書を書いた人は一般保険証交付との報告があったところです。国は、16 年 4 月から滞納世帯から国保証の取り上げを町の義務にしております。資格証は滞納が 1 年を過ぎると発行され、事実上の国保証の取り上げです。なぜなら資格証になると窓口で医療費全額を支払い、後から 7 割分を払い戻しを受けることになります。しかし、国保税が払えない人に医療費全額を準備できるはずがありません。しかも、戻ってくるはずの 7 割分も国保税滞納分として没収される為、国保証が無ければ、医療に係わることは、ほとんど不可能と言えます。まさに国保証は、命綱と言えます。住民の命と健康を守るという国保制度本来の機能を取り戻す為に、町と

して現行の法律の下でも、特別の事情や公費医療の対象者は資格証の発行適用除外になっており、町の裁量権を行使して国保証が無い為に、重症で医療に掛れない手遅れで命を落とすといった悲惨な事態を防ぐ真剣な努力を求めます。また、国保加入者は、年金生活者など無職の人達が多くを占めています。国保加入者は、生活保護以下でも保険税を納めなければならない事態です。国の医療改悪を受けて国保税の値上げが進められています。特に合併後の旧三日月町の国保税は、医療給付で所得割 4.27 パーセントから 5.8 パーセントへ。資産割 22.3 パーセントから 30 パーセントに引き上げられました。更に均等割りは 1 万 7,600 円が 2 万 400 円に。平等割りは、2 万 2,800 円に引き上げられているところです。激変緩和措置を考えるべきです。国保税の引き下げは、住民の切実な願いです。その為に国保基金の取り崩しや一般会計からの繰入を増やすなど、最大限町として使命を果たすことを求めます。また、生活実態に合わせた国保税減免制度を活用して滞納世帯を未然に防ぐことも必要です。国県に対して国保財政への負担を増額するよう求めることも、町として働きかけていただきたい。医者に掛る時は死ぬ時だけというような事態を作らない為に、町として力を発揮されることを求め、以上で反対討論を終わります。

議長（西岡 正君） はい、他にございますか。
はい、無いようですので。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本議員。

13 番（岡本安夫君） 13 番、岡本です。

議案 169 号 17 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての賛成討論をいたします。

このような保険会計は、国のルールに則った会計にせざるを得ません。本町のような町では、一般財源を繰入、保険料を下げることに限界があります。いかに保険料を安くするかについては、健康事業などソフト面に重点をおくべきであり、ルールに則った会計でありますので、賛成といたします。

議長（西岡 正君） はい、他にございますか。
はい、無いようでございますので、討論を終結いたします。

これより、本案について採決に入ります。議案第 169 号平成 17 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり承認することに賛成の方の、起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（西岡 正君） 起立、多数であります。よって議案第 169 号平成 17 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

日程第 5. 議案第 170 号 平成 17 年度佐用町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

議長（西岡 正君） 日程第 5、議案第 170 号、平成 17 年度佐用町老人保健特別会計歳

入歳出決算の認定についてを議題といたします。
討論に入ります。討論ございますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

5 番（笹田鈴香君） 私は、議案第 170 号平成 17 年度佐用町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の討論をいたします。

高齢者の医療が定率 1 割、所得によっては 2 割という負担増が強行されてから「年金は下がるし、医療費は上がる。医者にかかるな、死ねということか」と言われた人もありました。いくら負担額の上限が決められていても年金生活者には重い負担になっています。

その上、今年 6 月の国会で自民、公明両党が医療改悪法を強行成立させ 10 月から実施されていますが、内容は 70 歳以上の高齢者を中心に、医療費の窓口負担の大幅値上げや、療養病床入院患者の食費、居住費の負担増高額療養費制度の限度額の引き上げです。なかでも、70 歳以上の高齢者の現役並みの所得の年収基準が 8 月に引き上げられたばかりです。全国的に見ると新たに 90 万人が「現役並み所得」とみなされるようになりました。この人たちは 7 月までの 1 割負担が 8 月から 2 割、10 月から 3 割と 3 倍に跳ね上がります。

このように、次々と改悪される制度に反対し、討論を終わります。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本議員。

13 番（岡本安夫君） はい、13 番、岡本です。

議案 170 号に賛成の討論をいたします。

先の国保特別会計と同じ理由で賛成といたします。

議長（西岡 正君） はい、他にございますか。

はい、無いようですから、これで討論を終結いたします。

これより、本案についての採決に入ります。議案第 170 号平成 17 年度佐用町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを原案のとおり認定することに賛成の方の、起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（西岡 正君） 起立、多数であります。よって議案第 170 号平成 17 年度佐用町老人保健特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定いたしました。

日程第 6．議案第 171 号 平成 17 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議長（西岡 正君） 日程第 6、議案第 171 号平成 17 年度佐用町介護保険特別会計歳入

歳出決算の認定についてを議題といたします。

討論に入ります。討論ありますか

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

5 番（笹田鈴香君） はい、5 番、笹田です。

私は、議案第 171 号平成 17 年度介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の討論をいたします。

昨年の 10 月から介護保険法の改悪で、食費、居住費が全額自己負担になりました。この結果、全国的に見ると厚生労働省の調査では、退所者数は 1300 人以上になっています。佐用町でも、ショートステイやデイサービスの利用を減らした人が出るなど、本当に深刻な事態となっています。今年も制度の改悪で、この 4 月から保険料が引き上げられました。その上、介護度 1 の人が介護度 1 と要支援 1 になり、要支援 1 が要支援 2 になりました。このため軽度な高齢者から原則として、車イスや介護ベッドなど貸与が受けられなくなるなど、実質的には 10 月からですが、保険適用から外されました。このように次々と改悪される介護保険制度ですが、今佐用町にとって大事なことは、町独自の減免だと思います。

6 月議会の一般質問でも「一般会計からの繰り入れは禁止されている」と、町長は、答弁されました。また先日の決算委員会で 3 原則について坂口元厚生大臣が、「絶対それをしてはいけないということはない」と答弁していることを、町長は「私は知りません」と答弁されましたが、これは町民を守る立場の責任者の答弁だと言えるのでしょうか。失礼な言い方かもしれませんが、もし本当にご存知ないのなら勉強をしていただきたいと思います。今、浦安市をはじめ多くの自治体が独自の減免をしています。是非独自の減免をしている自治体を調査・研究し佐用町でも早急な実施を求めて、反対の討論を終わります。

議長（西岡 正君） はい、他にございますか。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本議員。

13 番（岡本安夫君） はい、13 番、岡本です。

先ほどの 169 号国保特別会計及び 170 号老健特別会計と同じ理由で賛成といたします。

議長（西岡 正君） 無いようですから、ここで、討論を終結いたします。

これより、本案についての採決に入ります。議案第 171 号平成 17 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり認定することに賛成の方の、起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（西岡 正君） 起立、多数であります。よって議案第 171 号平成 17 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定いたしました。

日程第 7．議案第 172 号 平成 17 年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 7、議案第 172 号平成 17 年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。
討論に入りますが、討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） 無いようですから、これをもって討論を終結いたします。
これより、本案について採決に入ります。議案第 172 号平成 17 年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算認定についてを原案のとおり認定することに賛成の方の、起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（西岡 正君） 起立、全員であります。よって議案第 172 号平成 17 年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定いたしました。

日程第 8．議案第 173 号 平成 17 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議長（西岡 正君） 日程第 8、議案第 173 号平成 17 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。
討論に入ります。討論ございますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

6 番（金谷英志君） 議案第 173 号平成 17 年度佐用町簡易水道事業特別会計決算認定の反対討論をいたします。

本決算の最大の問題は予算案でも指摘したように、三日月簡易水道の大幅な水道使用料の値上げであります。この値上げによって三日月簡易水道加入者は 2 割を超える負担増になりました。合併についての説明では負担は軽くという話でした。簡易水道は、事業としては、それぞれ独立しており料金体系を同じにする設定する必要は無く、隣の新穴栗市では、合併当初の料金の統一はされておりません。この穴栗市のようにそれぞれ事業ごとに料金を設定するか、統一するなら三日月簡易水道に合わせて住民の負担を軽減すべきであり、せめて激減緩和の措置を取るべきでありました。

以上、反対討論といたします。

議長（西岡 正君） はい、他に。無いようですから、これで質疑を終結いたします。
これより、本案について採決に入ります。議案第 173 号平成 17 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを原案のとおり承認することに賛成の方の、起立を

求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（西岡 正君） 起立、多数であります。よって議案第 173 号平成 17 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第 9. 議案第 174 号 平成 17 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議長（西岡 正君） 日程第 9 に入ります。議案第 174 号平成 17 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。
討論に入ります。討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） はい、無いようですから、これをもって討論を終結いたします。
これより、本案について採決に入ります。議案第 174 号平成 17 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり認定することに賛成の方の、起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（西岡 正君） 起立、全員であります。よって、議案第 174 号平成 17 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定いたしました。

日程第 10. 議案第 175 号 平成 17 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議長（西岡 正君） 日程第 10、議案第 175 号平成 17 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。
討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） 無いようですから、討論を終結いたします。
これより、本案についての採決に入ります。議案第 175 号平成 17 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり認定することに賛成の方の、起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（西岡 正君） 起立、全員であります。よって、議案第 175 号平成 17 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定いたしました。

日程第 11. 議案第 176 号 平成 17 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について

議長（西岡 正君） 日程第 11、議案第 176 号平成 17 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。
討論に入ります。討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） 無いようですから、討論を終結いたします。
これより本案について採決に入ります。議案第 176 号平成 17 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算認定についてを原案のとおり認定することに賛成の方の、起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（西岡 正君） 起立、全員であります。よって、議案第 176 号平成 17 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定いたしました。

日程第 12. 議案第 177 号 平成 17 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について

議長（西岡 正君） 日程第 12、議案第 177 号平成 17 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。
討論に入りますが、討論ございますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

18 番（平岡きぬゑ君） はい、賛成の立場で討論を行います。

議案 177 号平成 17 年度笹ヶ丘荘特別会計決算認定の討論を行います。

同会計決算は、実質収支 535 万円の赤字決算となっています。委員会審査の中で利用者数が前年度に比較して減っていることの実態が報告されました。同施設は、合併で旧上月町から引き継いだ佐用町唯一の直営宿泊施設です。町営である特質を活かした運営が望まれます。私は、合併して生まれた各旧町の特色あるそばやひまわり祭り、天文台など町全体の資源を活かして連携を取りながら、宿泊研修施設として合宿などに利用していくことが必要だと思います。また赤字を削減できるよう町民が知恵を絞ることができる場所、検討委員会の設置が必要だと考えます。決算審査の中で、支配人が提起されたエレベータ

一の設置は、これ程バリアフリーが言われている中で極力投資を控えるという町の方針の中にあっても、公共の施設として果たすべき最低限の物であると思います。

以上、経営改善策を述べて賛成討論を終わります。

議長（西岡 正君） 他に、無いですか。これで、討論を終結いたします。

これより本案について、採決に入ります。議案第 177 号平成 17 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり認定することに賛成の方の、起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（西岡 正君） 賛成、多数であります。よって、議案第 177 号平成 17 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定いたしました。

日程第 13. 議案第 178 号 平成 17 年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定について

議長（西岡 正君） 日程第 13、議案第 178 号平成 17 年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

討論に入りますが、討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） 無いようですから、討論を終結いたします。

これより、本案について採決に入ります。

議案第 178 号平成 17 年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり認定することに賛成の方の、起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（西岡 正君） 起立、全員であります。よって議案第 178 号平成 17 年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算については認定されました。

日程第 14. 議案第 179 号 平成 17 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議長（西岡 正君） 日程第 14、議案第 179 号平成 17 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） 無いようですから、討論を終結いたします。

これより、本案についての採決に入ります。議案第 179 号平成 17 年度佐用町宅地造成

事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり認定することに賛成の方の、起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（西岡 正君） 起立、全員であります。よって、議案第 179 号平成 17 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定いたしました。

日程第 15. 議案第 180 号 平成 17 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

議長（西岡 正君） 日程第 15、議案第 180 号平成 17 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。
討論に入ります。討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） 無いようですから、討論を終結いたします。
これより、本案について採決に入ります。議案第 180 号平成 17 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり認定することに賛成の方の、起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（西岡 正君） 起立、全員であります。よって議案第 180 号平成 17 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定いたしました。

日程第 16. 議案第 181 号 平成 17 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議長（西岡 正君） 日程第 16、議案第 181 号、平成 17 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。
討論に入ります。討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） 無いようですから、討論を終結いたします。
これより、本案についての採決に入ります。議案第 181 号平成 17 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり認定することに賛成の方の、起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（西岡 正君） 起立、全員であります。よって議案第 181 号平成 17 年度佐用町農

業共済事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定いたしました。

日程第 17. 議案第 182 号 平成 17 年度佐用町水道事業会計決算の認定について

議長（西岡 正君） 日程第 17、議案第 182 号平成 17 年度佐用町水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

討論に入りますが、討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） 無いようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより本案について採決に入ります。議案第 182 号平成 17 年度佐用町水道事業会計決算の認定についてを原案のとおり認定することに賛成の方の、起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（西岡 正君） 起立、全員であります。よって議案第 182 号平成 17 年度佐用町水道事業会計決算については、認定することに決定いたしました。

日程第18. 議案第 183 号 佐用町公共下水道条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 18 に入ります。

議案第 183 号、平成、失礼、佐用町公共下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵迺町長。

〔町長 庵迺典章君 登壇〕

町長（庵迺典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 183 号佐用町公共下水道条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

下水道の休止料金の問題につきましては、旧町の中でも色々と議論もされてきておりますが、下水道事業には、区域対象者を設定しそれに見合う事業規模により多額の投資をしているところであり、計画段階から町民の理解を得て水質汚濁の防止等の為、早期接続の勧奨及び接続者との不均衡の是正などの為、休止料金の徴収条例を制定いたしておりましたが、旧町間においても徴収している所、徴収していない所等がある為、均衡を保つ為、18 年度から未接続者に対する休止料金を廃止するものであります。改正内容につきましては、第 2 条及び別表第 2 表のうち未接続者について、休止料金の該当部分を削除し接続者で長期不在については、現行の通りといたします。今後におきまして、下水道の普及率また維持管理経費にも大きく影響するものでありまして、全国的な情勢の把握、早期接続勧奨の方法、新規加入者の負担金との不均衡是正方法等を接続勧奨対策を充分検討していく必要があると考えております。3 月議会において、議案提案すべきところを事務の不手際によりご迷惑をお掛けいたしました但、ご容赦いただき、実施につきましては、平成 18

年4月1日に遡及して適用するものでありますので、ご理解をお願い申し上げます。
ご承認をいただきますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。
これより本案についての質疑に入ります。質疑のある方ございますか。ございませんか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） 平岡議員。

18 番（平岡きぬゑ君） 実施は18年4月1日にさかのぼってという説明がありましたので、その4月にさかのぼって、これの該当者といえますか、どれぐらいになるのでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔下水道課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、下水道課長。

下水道課長（寺本康二君） ええっと、まずお答えします内容ですけれども、18年の3月1日いわゆる旧町で徴収していた人数という形でお答えさしていただきたいと思います。それは129件でございまして、これはさわか協議会も入っております。それでもう1つでは、全体で公共マス、浄化槽それから未接続者がどのぐらいあるのかという形につきましては、未接続者1,300でございます。旧町別に申し上げますと佐用556、上月222、南光225、三日月298の内容でございしますが、この中に空き地とか、そういうのがございますので、今接続中でございまして、确实なところまでは押さえておりません。
今後、接続勧奨も含めて、ひとつひとつ調査して押さえていきたいと思っております。以上です。

議長（西岡 正君） 平岡議員よろしいか。

18 番（平岡きぬゑ君） はい。

議長（西岡 正君） 他にございますか。無いようでしたら、質疑を終結いたします。
これより本案について討論に入ります。討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） 無いようですから、討論を終結いたします。
これより本案について、採決に入ります。
議案第183号佐用町公共下水道条例の一部を改正する条例についてを原案のとおり可決することに賛成の方の、起立を願います。

〔賛成者 起立〕

議長（西岡 正君） 起立、全員であります。よって本案は原案のとおり可決しました。

日程第 19. 議案第 184 号 佐用町コミュニティ・プラント農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 日程第 19 に入ります。議案第 184 号佐用町コミュニティ・プラント農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 184 号佐用町コミュニティ・プラント農業集落排水施設条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

先ほど、ご承認をいただきました、公共下水道条例と同様な理由によりまして、18 年度から未接続者に対する休止料金を廃止するものでございます。

ご承認をいただきますようお願いを申し上げ提案の理由の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。
これより本案についての質疑に入ります。質疑ございますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

18 番（平岡きぬゑ君） 先ほどの議案と同じ質問ですが、1 つは、該当する人数を明らかにしてください。それともう 1 点は、この条例改正の中で 6 ヶ月以上連続して長期不在が明らかな場合で手続きをしたものをいうというふうな、手続きをしたものという、このものは、変わってはいないんですけれど、具体的には、どういう手続きをしたものというのか具体的に、その点も併せて説明してください。

〔下水道課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、下水道課長。

下水道課長（寺本康二君） 申し訳ありません、先ほど人数につきましては、公共下水道、農業集落排水事業、浄化槽まとめて個数全体を戸数全体を申し上げました。はい。コミプラにつきましては、一般会計でございますけれども、これ上月だけでこの件に関しては 17 件。それから農集は 184。それから浄化槽関係は 63。ちょっと足し算、今できませんけれども、それ以外は、先ほど申し上げた公共とか、そういう形で重なっております。それから、6 ヶ月以上云々、まあ結局全く住民票は外へ出て行って、たまに帰ってくるんやと。墓守とかそういう形とか、そういう形の中で、規則上手続きを設けております。その手続きをされた方、明らかに住民票とか、そういう格好で転出された方が大多数と思いますが、そういう形で手続きをされた方という事にしております。

以上です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

18 番（平岡きぬゑ君） つまり住民票などが、外に出たのは明らかに、ちょっとそのところが分からなかったので、住民票が無くなったら、町民じゃなくなるんですけど、その点、もう一度すみません、お願いします。

議長（西岡 正君） はい、下水道課長。

下水道課長（寺本康二君） まあ、1つの例で申し上げましたけれども、実態上、そういう長期全く不在とそれでたまに帰ってくるとか、そういう形、必ず当然使用開始ということで接続されている、こういう方が対象になっております。
以上です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。よろしいですか。よろしいですか。
はい、他に。無いようですから、これで質疑を終結いたします。
これより本案について討論に入ります。討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） 無いようですから、討論を終結いたします。
これより本案について、採決に入ります。
議案第 184 号、佐用町コミュニティ・プラトン農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例についてを原案のとおり可決することに賛成の方の、起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（西岡 正君） 起立、全員であります。よって本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第20. 請願第3号について（委員長報告）

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 20 に入ります。
本案につきましては、所管の常任委員会に審査を付託いたしておりましたので、これより厚生常任委員長の審査報告を求めます。
厚生常任委員長、松尾文雄君。

厚生常任委員長（松尾文雄君） 厚生常任委員会報告を行います。
去る 9 月の 21 日、午後 1 時 30 分より厚生常任委員会を開催いたしました。当委員会に

審査を付託されました案件は、請願が1件であります。

出席委員は7名全員です。当局側から町長、助役、住民課参事に出席を求め審査を行いました。

審査の過程並びに結果の報告を行います。

請願第3号平成19年度佐用町交通安全協会助成金の増額についてであります。各委員より、次のような質疑意見がありました。

まず、マスコミ等で交通安全協会への入会は任意入会であるということを報道したり、また新たに免許を取得した時に入会を断ったということは、口伝えに伝わって、免許の更新時に入会を断る人が増えている状況は、請願書で分かるものの、もっと協会自身で頑張っていたきたい。又交通安全協会の事業は、役員総会等で決まっていると思われるが、一般会員は、どういった事業をしているか少しも分かっていないと思う。免許の更新の時、ケースの配付ぐらいしか思い浮かばないのではないか。交通安全の意識や理解はできるものの、お金がないから何とかならないかというのは、いかがなものか。又交通安全キャンペーンとかの事業を見ると、その存在を否定するわけにはいかない。又交通安全に対することは悪い事ではないし、是非強めていただきたい。一般会員は、会費がどのようにして使われているか、誰が会長でどうやって決まっているのか分からない点が多くあると思う。もっとアピールしたら良いのではなどの意見等がありました。又当局側からは、町民の交通安全対策を推進していくことを、交通安全協会を中心に行っているという意味で、行政が補助金として100万を助成しています。又交通安全協会の事業は、最も大きな業務は免許書の更新事務で、県より委託を受け、取り扱い件数に応じて1件何ぼということで、当協会が受託事業を行っている。交通安全対策や交通安全推進キャンペーンなどを行っています。又安全協会が存続しなくなると、佐用郡の人達が免許の更新をする際に近隣の安全協会へ行くか、また明石へ行かなければ更新事務手続きができなくなる。そのような事になると町民が困る状況が出てこないか、非常に心配です。協会の必要性を理解していただきたいとのことでした。

また、委員からは、協会の必要性は分かるが、1人でも多くの人に協会の事業及び業務の内容を理解していただき、多くの人に入会していただく努力が、していただきたいとの意見が多く出されました。

そこで休憩をとりまして、休憩中に交通安全協会の事業内容、実態を聞きたいということで、安全協会の山本会長と事務局長においでいただき、いろいろと話をお聞かせいただきました。その後、休憩後に委員会を再開し各委員からの意見としましては、協会の必要性は充分理解できるが、もっとゆっくり時間をかけて審査する必要があるのでは。また、ここで諸手を挙げて賛成というわけにはいかない。継続して審査をすべきではないか。請願を継続するということは、あまり良くないことではあるが、仕方ないのでは。金額的なこともあるし、もっと慎重に審査をするということで、継続にして欲しいとの意見が多く出されました。そこで、継続審査ということで、各委員に採択を求めましたところ、採択の結果、継続審査に賛成の委員は7名。反対0です。

よって、請願第3号、平成19年度佐用町交通安全協会助成金の増額については、当委員会におきましては継続審査となりました。

以上で、報告を終わります。

議長（西岡 正君） 以上で、厚生常任委員長の審査報告は終わりましたので、これより委員長報告について質疑に入りますが、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） 無いようですから、質疑を終結いたします。

日程第21. 請願第3号 平成19年度佐用町交通安全協会助成金の増額について

議長（西岡 正君） 日程第21、請願第3号、平成19年度佐用町交通安全協会助成金の増額についてを議題とし、討論に入りますが、討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） 無いようですから、討論を終結いたします。
続いて、本案についての採決に入ります。

議長（西岡 正君） はいはいはい、入ります。
請願第3号、平成19年度佐用町交通安全協会助成金の増額については、委員長報告は継続審査であります。委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（西岡 正君） はい、多数であります。
よって、本案は、継続審査とされました。

日程第22. 閉会中の常任委員会所管事務調査について

議長（西岡 正君） 日程第22に入ります。日程第22は、所管事務調査についてであります。

お諮りいたします。閉会中の各委員会の所管事務調査については、別紙のとおり申し出をいただいております。別紙、申し出のとおり決定することに、

〔議会事務局長「休憩」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） 暫く休憩します。まだ、配っていないようなので、すみません。

午前11時07分 休憩

午前11時08分 再開

議長（西岡 正君） それでは再開をいたします。
別紙申し出のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

議長（西岡 正君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。これを持ちまして今期定例会に付議されました案件は、全て終了いたしましたので、閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、よって、第9回佐用町議会定例会はこれをもって閉会いたします。

議長（西岡 正君） 失礼いたします。閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

今、9月定例会は、9月の12日から25日間にわたりまして、決算を含め慎重にご審議をいただき、適切妥当な答えが出たんだと、このように思っております。

この間、国体がありましたし、また敬老会あるいは運動会等多くの行事もございまして、議員の皆さん方には、大変ご苦労さんでございました。

今回の審議につきましては、平成19年度の予算に充分反映されるものと信じております。また、町長はじめ課長の皆さん方には、議員の質問に対し慎重に答弁をいただきましたことを重ねて厚くお礼を申し上げます。

これをもって、閉会のお礼といたします。

町長、挨拶をお願いします。

町長（庵道典章君） それでは、一言お礼のご挨拶をさせていただきたいと思います。

この9月定例議会、決算の認定を含めてですね、多くの議案を提案させていただきました。それぞれ長期間にわたりまして、いろいろと慎重にご審議をいただきまして、またいろんなたくさんのご意見も賜りました。結論は、提案どおりですね、全てご承認をいただきましたこと、まずお礼を申し上げたいと思います。

沢山の、いろんなご意見、またご質問に対しまして、それぞれ十分な答えができなかった部分もありますけれども、合併して丁度こうして1年を迎えました。今後の町制運営の中でですね、必要な課題またいろんな検討課題につきまして、今後皆さんのご意見を慎重に、また研究をさせていただき十分に議論をさせていただきながら、今後の町制運営に反映をさせていただきたいというふうに、考えております。これから町といたしましても1年目を迎えた中でですね、多くの課題に取り組んでいかなければなりませんし、補正予算でご承認をいただきました情報基盤整備の事業等につきましてもですね、いよいよ本格的な事業展開に入っております。各地域に設置をさせていただきました地域づくり協議会においてもですね、いよいよ本格的な各地域の課題についての議論もしていただくということで、そういう課題に対しても町として、これから一緒になってですね、町づくりを進めていかなきゃいけないというふうに考えております。

まあ、そういう意味で、今後とも皆さん方の、ひとついろいろなご意見またご支援を賜りますように、どうぞよろしくお願い申し上げます。

9月いろいろな行事がありましたし、先ほど議長からも、いろいろとご挨拶いただきましたように、国体ということで、もう5年ぐらい前からですね、いろんな準備を進めてきたわけですが、佐用町におきまして正式種目でありましたバスケット競技もですね、

非常に最後いい試合を展開してくれて、小学生、中学生の子ども達もですね、これを観戦をして、本当にああいうスポーツの素晴らしさ本当に真剣な試合というものについて、目の当たりにしてですね、本当に大きな刺激感動を覚えてくれたと思っております。いい思いでもできたというふうに感謝をしております。正式スポーツ以外のですねスポーツ、インディアカ、上月で行いました。これにつきましても 100 チームの参加がありまして 1,000 人以上の非常に大きな大会となりました。これも地域の皆さんが一緒になった運営をしていただいて、立派にこの大会も終わることができました。

8 日の日にはですね、三日月で行いますスポーツチャンバラ、そしてその時に一緒に行います子供歌舞伎、この行事がまだ残っておりますけどもスポーツチャンバラにおいてもですね、沢山の今登録がございます。

9 月の 30 日に開会式がありまして、後 10 日が閉会式ということで、まだいろんな種目においては、国体が、行事が行われておりますけれども、一応まあ 8 日の佐用町におきましては、行事を終えてですね、長年皆さんのご協力によって、町を上げて取り組んで参りました、この国体も無事終わろうとしております。この点についても皆さん方にお礼を申し上げたいというふうに思います。

まだ、これから秋がこれから深まって参ります。上半期が終わって下半期、課題はたくさんございます。先般も災害のですね、査定を受けまして、農林振興課の方で受けましたけども、非常にまあ、3 日間にわたってですね、朝まで掛けて書類も作り直すというような事で努力をして、非常にまあ難しい査定でしたんですけども、1 億余りのですね、災害の認定をいただくことができました。

また、この 10 月の 17 日にはですね、公共土木、土木の方のですね、災害査定も入って参ります。そういう早く、そういう災害等の復旧についてもですね、取り組んで参りたいというふうに思っておりますし、沢山のこれから、それぞれのいろんな課題について職員一生懸命頑張って参りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

本当に、長時間にわたり、長期にわたりましてのですね、この議会において、色々ありがとうございました。一言お礼のご挨拶をさせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、ありがとうございました。

午前 11 時 12 分 閉会
